

令和 4 年度

岐阜医療科学大学外部評価報告書

令和 5 年 1 2 月

岐阜医療科学大学外部評価委員会

令和2年から世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、社会に計り知れない影響を与え、大学運営も多大な変化を求められることとなりました。人材育成に必要性の高い授業の進め方、確認方法をはじめ、あらゆる分野において変更を迫られるとともに、学生自身も平常時の学業のあり方や、教授や学生同士の交流などを十分に経験できない状態が続く中で迎えた令和4年度となりました。一方で年度末にかけて社会全体ではポストコロナに向けた動きが広がりを見せてはきたものの、医療分野では新型コロナウイルス感染症をはじめ疾病を抱える多くの患者と継続的に向き合っていかなければならない厳しい状況も続いております。

岐阜医療科学大学におかれましては、このような状況下においても最前線で活躍が期待される優秀な医療技術者の輩出、医療現場における患者に寄り添った人間味あふれる人材育成など教学分野における幅広い取り組みを続けられ、また大学の根幹である教育研究活動の向上や経営改革にも継続的な努力を積み重ねておられるところです。

それらの取り組みは、不断の自律的な質の向上及び改善により一つひとつ的確に実施されており、情報の共有や周知、発信などが行われていることは内外的にも明確で、平成30年度の公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」。）の第3者評価の結果及び、その後毎年度大学で行っておられます自己点検・評価報告からも伺えるところです。

外部評価委員による評価は令和2年度から行っておりますが、評価機構に倣い、大学の個性、特色、特性の発揮、自律性を尊重し、教育研究活動等の向上や経営改革のための手段という目的とその評価基準に照らし、自己点検・評価報告書の結果を分析する中で、適切に取り組まれているかを確認するものです。

今年度の外部評価は、評価機構が定める「大学機関別認証評価 評価基準」により基準1から6まで大学が作成した「自己点検・評価報告書」のうち、基準2（学生）、基準5（経営・管理と財務）及び基準6（内部質保証）を報告書としてまとめております。

大学を取り巻く状況も変化しており、高等学校では新指導要領による教育が進められ、それに対応した入学試験も令和6年度（令和7年度入学生）から始まります。大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に向けた、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が決められ、それらに基づいた入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）による入学者選抜が実施されているところですが、今般の新指導要領の実施による影響は、これら3つのポリシーにも及ぶこととなります。大きく関連するアドミッション・ポリシーはもちろん、3つのポリシー全体での議論も必要であると想定されますので、改正が必要となる場合には、その経過や成果が自己点検・評価として示されるものと考えます。

岐阜医療科学大学におかれましては、ポストコロナにおける生活スタイルの変化や高等学校の教育改革などに対応した大学運営など、常に社会状況に応じた変革を進められるなかで公共性を有する知の拠点として、大学の個性と特色、特性を発揮され、教育研究活動等の向上や経営改革に取り組まれる際の手段として本評価報告書がその一助となれば幸いに存じます。

1. 外部評価実施方法

- ・令和4年度 自己点検・評価報告書による書面調査及び実施調査
- ・評価委員による評価報告書作成

2. 外部評価スケジュール

- ・書面調査 令和5年9月14日～令和5年10月27日
- ・エビデンス等実地調査 令和5年11月6日
- ・評価報告書提出 令和5年12月12日

3. 評価方法

- ・（公財）日本高等教育評価機構の基準に基づく評価
外部評価対象：基準2・基準5・基準6

4. 評価委員

牛 江 宏	（市原産業株式会社 顧問）	委員長
飯 田 晋 司	（可児市教育委員会 事務局長）	
近 藤 清 典	（独立行政法人 地域医療機能推進機構 可児とうのう病院 看護部長）	

■評価内容

○基準2 学生

評価・・・基準を満たしている

学生の受入れについては、各学部、学科、専攻科、研究科ごとに特色ある内容のアドミッション・ポリシーを定め、多様で幅広い学生の募集、入学者選抜、適正な定員管理が行われている。学生に対しては教員と職員等が連携した多方面からの学修への支援、医療技術者育成という独自性を活かした就職へのキャリア支援を行うとともに、校地、校舎も医療系大学に相応しい施設、設備が整備され、学生に対するきめ細やかな意見把握とその反映など、学生生活を送る様々な環境が整備されている。

現在、高等学校では新指導要領による教育が進められており、3つのポリシーとの関連や入学者選抜にかかる具体的内容、高大接続などに関する整理も必要となることから、今後想定される検討、議論の方向性に注目するところである。

2-1 学生の受入れ

学生の受け入れに際しては、各学部、学科、専攻科、研究科ごとのアドミッション・ポリシー（求める学生像）を定め、学部でのアドミッション・ポリシーは知識、理解、思考、表現、関心、意欲の項目を設定して具体的に記載、専攻科、研究科も教育目的達成に向けた内容が記載され、募集要項やホームページなどが受験者等に周知されている。

入学者選抜にあたっては、入試ガイド、学生募集要項を作成し、入試区分、募集人員などをはじめとする必要項目を示すとともに、多様な入試方法の採用、大学独自の問題の作成なども行われており、アドミッション・ポリシーに沿った厳正な審査を行い、入試委員会、教授会を経て学長が決定している。

オープンキャンパスや対面の入試相談会などは、来場人数制限する一方で出張オープンキャンパス、オンライン相談会、入試説明動画や SNS の利用などを活用し広く学生の受け入れ対象を広げている。

高大接続事業として、新たに近隣高校4校への訪問、キャンパスバスツアー、在校生とのワークショップなどを実施し、高校との関係性を高めている。

入学者数については、入学定員に基づき過去のデータ等を参考として厳正に合否判定を行うことで、適切な学生数となるよう管理もされている。

2-2 学修支援

教員と職員等は、「教務委員会」、「学生委員会」を定例的に開催し、学修支援に関する議論を行うほか、「教育支援センター」での取組みなど教員と職員等が協働した支援が進められている。具体的には、入学前教育、入学時オリエンテーション、オフィスアワー、担任制、障がいのある学生対応、中途退学者対応、学生相談室の設置、

ポータルサイトの運用、無線 LAN エリア設置、資格取得支援、パソコン自習室の設置など多くの学生支援に取り組んでいる。

なお、退学や休学の可能性がある学生へは、面談等に加え、学生本人、保護者、教員の3者間で共通理解のうえ対応しており、退学率は低いレベルで推移している。

2-3 キャリア支援

学生のほとんどが国家試験受験資格を得るため、教育課程内で医療機関での実習を行うなどキャリア教育が行われるほか、社会的・職業的自立に向けた支援として「就職委員会」等により、学生へのアンケート調査、就職ガイダンスの開催、基礎学力向上のためのWEBテストや講座等の実施、模擬面接・履歴書・エントリーシートの添削などの指導、WEB面接用の専用部屋の貸し出し、SPI検査の実施、求人情報の検索システムの導入・周知など、多くの支援策が組織的に取り組まれている。これに加え卒業生等を招いてセミナーを開催するなど就職活動をより身近なものと感じてもらう方策も講じられている。

これら社会的・職業的自立に関する支援体制の整備により、どの学科、専攻科においても高い就職率となっている。

2-4 学生サービス

「学生委員会」を設置し、日常生活面の教育に力を入れているほか、奨学金については学生支援機構や自治体等をはじめとする各制度の紹介に加え、大学独自に特待生制度などを設け、学生の授業料に関し費用面からの支援も行っている。

令和4年度も日本学生支援機構の助成を受け、全学生を対象に食費支援として学生食堂で使用できる食券配布及び、新たに物価高に対する経済対策支援の補助申請も行うなど学生支援対策を行っている。

また、学生が授業等の学修以外にも充実した学生生活が送れるよう、通学支援としてスクールバスの運行や一部での定期代全額助成、クラブ活動やサークル活動の支援を行う他、心身の相談窓口である学生相談室に相談員を配置しメールや担任、保健室を通じての連絡、相談などができる体制をつくるなど、多方面にわたった支援に取り組んでいる。

2-5 学修環境の整備

校地、校舎等の学修環境については、大学設置基準を満たしそれぞれの教育目的に沿った配置、規模など充実した施設、設備となっている。関キャンパスと可児キャンパスに分かれているものの学習環境にゆとりがあり、快適性の向上にもつながっている。また、法令に沿った管理のほか、セキュリティ確保をはじめとした日常管理も行き届いている。

学修環境のなかで、実習などを含めたそれぞれの学修に必要な講義室、実習室、実験室、コンピュータ自習室などの各部屋の設備や、学生ポータルサイトを活用したシ

システムなども充実しているほか、より学修支援ができるよう図書館の設置とその利用環境も整っている。

2-6 学生の意見・要望への対応

授業にかかる学修支援については、学生に対して授業評価アンケートを実施し、より分りやすく、高いレベルへの授業へと進歩するため資料として活用されるなど、授業を受ける学生が評価できる手法を取り入れている点が高く評価できるほか、評価の低い教員は授業改善計画書を学科長に提出することとしており、こうした積極的な授業改善の取組姿勢は、より実践的な効果が期待できる。

また、学生生活全般や心身の健康相談、経済的な支援に関する意見・要望については、学生生活アンケートを行うことで、学生生活の満足度や不足する点なども把握することができており、いくつかの対応具体例もあるなど学生目線での改善につながっている。

学修環境に対する意見・要望も学生生活アンケートにより把握はできており、国家試験対策への補講要望への対応をするなど、大学でもできる範囲での対応を進めてきている。

このように学生の意見・要望を把握することにより、学修支援、学生生活、学修環境などへの対応は継続的に取り組まれている。

○基準5 経営・管理と財務

評価・・・基準を満たしている

経営については、学校法人神野学園（以下「学校法人」。）の理事会を柱として諸規程と組織により経営が誠実に取り組まれており、学校法人と大学がそれぞれ役割分担と連携を図り管理運営を進めている。

財務的には可児キャンパスの開学及び薬学部設置による財務基盤への影響はあるものの、長期的には財務計画に概ね沿った安定した経営が進められているほか、会計処理も適切に行われている。

令和2年度から新生を迎えた薬学部では、年々教育活動収入は増加しているものの定員割れによる想定以下の収入となっていることや、学校法人全体での収入減の影響があることから、早期に解消されるよう多角的な検討と具体策の実施を期待するところである。

5－1 経営の規律と誠実性

学校経営は、他の2校とともに学校法人により進められており、学校法人の基本方針である「技術者たる前に良き人間たれ」という建学の精神のもと、「学校法人神野学園寄附行為」規程をはじめとする、コンプライアンスへの体制、職員就業規則、個人情報保護規程、経理規程、資産運用規程、ハラスメント防止に関する規程などに基づき、大学においても規律が守られ維持されている。

学則に定められている使命と教育目的に向かって諸規程を定めており、教授会、組織された委員会、教育支援センターなどでそれぞれの目的に基づき議論等がなされ、常に改善・改革を継続することで、使命・目的実現への継続も図られているところである。

学校法人及び大学の諸規程や方針に基づき、学内での会議のペーパーレス化や節電による環境への配慮、ハラスメントに係る人権への配慮や危機管理、衛生管理、災害・事故防止、緊急時対応、薬品等管理、個人情報保護・管理などの安全対策などが配慮されているところである。

5－2 理事会の機能

学校法人として理事会が設置されており、年6回開催されている会議において理事の高い出席率のもと必要な事項について意思決定されるほか、評議員会による意見聴取、監事の理事会出席、公認会計士による会計監査など、評議員会、監査体制などとも合わせ、理事会の意思決定できる体制と機能も果たされている。

5－3 管理運営の円滑化と相互チェック

学校運営に関わる基本事項、財務、人事、施設整備等については理事会で、教育、研究、その他教育活動等に関することは大学（教授会等の組織）で審議、実施している。両者が乖離することがないように、理事には学長、評議員には事務局長が加わって

おり、学校法人と大学的意思決定は円滑に行われている。

理事会の意思決定事項は、理事である学長から大学での周知徹底、大学からの提案は理事である学長から理事会へ提案、報告等がなされているなど管理部門と教学部門との連携も行われていることから、管理運営機関で相互にチェックできている。

5－4 財務基盤と収支

財務状況は、平成31年に開学した可児キャンパス（令和2年から新たに設置した薬学部生入学）への投資及び新型コロナウイルス感染症の蔓延等に伴う学校法人下の他校の学生減少による収入減が法人全体の財務運営に影響を及ぼしているが、財務計画に概ね沿った運営となっており、継続的に歳入歳出管理を行うことで適切な方向に向けた財務運営が出来ている。

今後は、上記の財務運営の影響に加え薬学部の定員割れによる予定収入の減少という財務面での課題を改善できるよう、より安定した学校経営に向けた財政運営の方策を講じることも求められている。

教育研究費への比率は、令和4年度までに全国平均まで引き上げることができており、今後も継続していくことや一層の外部資金の獲得を進められることが望まれる。

5－5 会計

会計処理については、学校法人が経理規程を制定しており、予算については12月に示される翌年度予算編成方針にもとづき大学内部で検討された後、法人にて理事会の承認後予算成立させている。予算執行については、大学で会計処理され学校法人本部でもオンラインシステムにより確認するなど、適正な処理が実施できている。

会計監査は、公認会計士5人及び監事にて厳正に監査されるとともに、学校及び法人の職員による内部監査も実施体制や内容を強化し監査を行うなど、健全な会計処理となっている。

○基準6 内部質保証

評価・・・基準を満たしている

内部質保証については、「自己点検・評価委員会」で具体的な自己点検・評価報告書の作成を行い、内部質保証委員会で確認を行うなかで公表もされている。

内部質保証委員会は、教学マネジメントも所管し大学の運営に係る大半の判断を行っており、会議も原則週1回のペースで開催されるなど大学の自律性を高めるよう十分に機能している。内部質保証委員会を中心とした高い大学運営を目指されていることは評価できる。

また、IR室により留年者の実態把握と退学者との関連を情報整理し内部室保証委員会へ報告するなど、内部質保証を高める動きも始まっており、成果につながっていくことに期待したい。

6-1 内部質保証の組織体制

内部質保証については、内部質保証に関する方針及び委員会規程を制定し、内部質保証委員会が中心となって自己点検・評価を行うことにより大学の質保証と向上に取り組んでいる。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

自己点検・評価については、毎年度「自己点検・評価委員会」で実施し、「内部質保証委員会」で改善点などへの取組みについて検討しており、またその報告書は職員全体で共有するとともに、ホームページに掲載するなど、自主的な実施と結果共有がなされている。

自己点検・評価の実施にあたっては、項目ごとに分担し、調査、データ収集を行い取りまとめ、自己点検・評価委員会で審議し作成している。また、IR室による調査データの収集・分析が行われているなど、それぞれ役割の中で進められている。

6-3 内部質保証の機能性

自己点検・評価書について、全学的な検討課題は「内部質保証委員会」で議論され、課題に関連性の高い委員会や部、課等で改善方法を検討、学長承認後に実行され、翌年度の自己点検・評価で確認するという、PDCAサイクルができています。

このPDCAサイクルは、前年度の自己点検・評価報告書を年度前半に取りまとめ、外部評価を受けた上で改善等の課題を整理し、年度中に改善方針を決めて具体的改善を行いまた次年度に再度点検・評価するという、タイトなスケジュールで進めているが、自律性の高い大学運営を進めるために必要な作業として継続されていくことを期待したい。